

令和 5 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 5）

堺 市

目 次

	頁
議案第 39 号 市長等の退職手当の特例に関する条例……………	3
議案第 40 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	5
報告第 4 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	9

令和5年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和5年2月10日

堺市長 永藤英機

議案第 39 号 市長等の退職手当の特例に関する条例

議案第 40 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

報告第 4 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

市長等の退職手当の特例に関する条例

(市長の退職手当の特例)

第1条 令和元年6月10日現在において市長の職にあった者(以下「市長」という。)に対する同日を含む任期(以下「現任期」という。)に係る退職手当は、市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号。以下「市長等退職手当条例」という。)第2条及び第3条の規定にかかわらず、支給しない。

(副市長等の退職手当の額に係る特例)

第2条 市長の現任期中において副市長又は常勤の監査委員に選任された者に対する退職手当(当該選任に係る任期に係るものに限る。)の額は、市長等退職手当条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(教育長の退職手当の額に係る特例)

第3条 市長の現任期中において教育長に任命された者に対する退職手当(当該任命に係る任期に係るものに限る。)の額は、市長等退職手当条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(上下水道事業管理者の退職手当の額に係る特例)

第4条 市長の現任期中において上下水道事業管理者に任命された者(当該任命の際堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号。以下「職員退職手当条例」という。)第18条に規定する退職手当の不支給の適用を受けた者を除く。)に対する退職手当(当該任命に係る任期に係るものに限る。)の額は、職員退職手当条例の規定にかかわらず、職員退職手当条例の規定により計算して得た額からその100分の50に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定は令和元年6月9日から、第3条の規定は令和4年10月1日から適用する。

市長等の退職手当の特例に関する条例の 制定について

1 制定の趣旨及び内容

市長の現任期に係る退職手当並びに市長の現任期中に選任された副市長及び常勤の監査委員並びに任命された教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、次のとおり特例措置を定めることとし、本条例を制定するものであること。

(1) 市長の現任期に係る退職手当については、特例として支給しないこととするもの

(2) 副市長、常勤の監査委員、教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、特例として次のとおり規定するもの

ア 市長の現任期中に選任された副市長及び常勤の監査委員に対する退職手当の額について、市長等の退職手当に関する条例（昭和56年条例第37号）に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの

イ 市長の現任期中に任命された教育長に対する退職手当の額について、市長等の退職手当に関する条例に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの

ウ 市長の現任期中に任命された上下水道事業管理者に対する退職手当の額について、堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの

2 施行期日等

公布の日から施行し、1(1)及び(2)アに係る規定は令和元年6月9日から、1(2)イに係る規定は令和4年10月1日から適用するものであること。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条の5中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第11条の5の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（令和5年度分の保険料に関する特例）

41 令和5年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の85.0」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき29,083円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき30,824円」とする。

42 令和5年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。

43 令和5年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の45.55に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の32.69に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金

等賦課総額の100分の21.76に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。

- 44 令和5年度分の保険料に係る第11条の9第1項の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の43.95に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の56.05に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定に基づき、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率（以下単に「市町村標準保険料率」という。）の算定条件において、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額が引き上げられることに伴い、本市が徴収する保険料に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げるとともに、市町村標準保険料率を踏まえ、本市の国民健康保険料率について特例措置を講ずることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

市長の専決事項の指定第 1 項による専決処分

(学校教育部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
14	5. 1. 27	784, 456	堺市	A (親 権 者) B C	令和 4 年 4 月 13 日 (水)、令和 4 年度大阪府公立高等学校入学者選抜調査書 (以下「調査書」という。)の評定について、相手方の調査書に誤記載がある事が判明した。これに伴い誤記載のあった調査書の差し替えを行い、公立高等学校で再度選抜が行われた結果、不合格となっていた相手方が合格となったもの。

令和5年第1回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その5）

令和5年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-22-0075

